

5 消 安 第 161 号
令和 5 年 4 月 12 日

一般社団法人 全国植物検疫協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長

「ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実に関する植物検疫実施細則」及び「ベトナム産カッチャーチュー種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則」の一部改正について

今般、輸出検疫終了表示についてベトナム産れいし及びりゅうがんで使用している様式と同じものになるよう「ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実に関する植物検疫実施細則」及び「ベトナム産カッチャーチュー種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則」を別紙のとおり改正したのでお知らせします。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。

ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実に関する植物検疫実施細則
 (平成21年10月20日付け21消安第6671号消費・安全局長通知) の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>5 表示</p> <p>告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p> <p>(削る)</p> 	<p>5 表示</p> <p>告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p> 
(2) (略)	(新設)
(2) (略)	

附 則

この通知は、令和5年8月1日から施行する。

ベトナム産カッチャーチー種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則（平成27年9月17日付け27消安第3322号消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>5 表示</p> <p>告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫が終了している旨の表示</p> <p>(削る)</p> 	<p>5 表示</p> <p>告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫が終了している旨の表示</p> <p>(新設)</p> 
(2) (略)	(2) (略)

附 則

この通知は、令和5年8月1日から施行する。